

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年二月二十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第四十五号

予防接種法施行令の一部を改正する政令
内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部分を次のように改正する。
附則第六項中「妊娠中」を「十二歳未満」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄